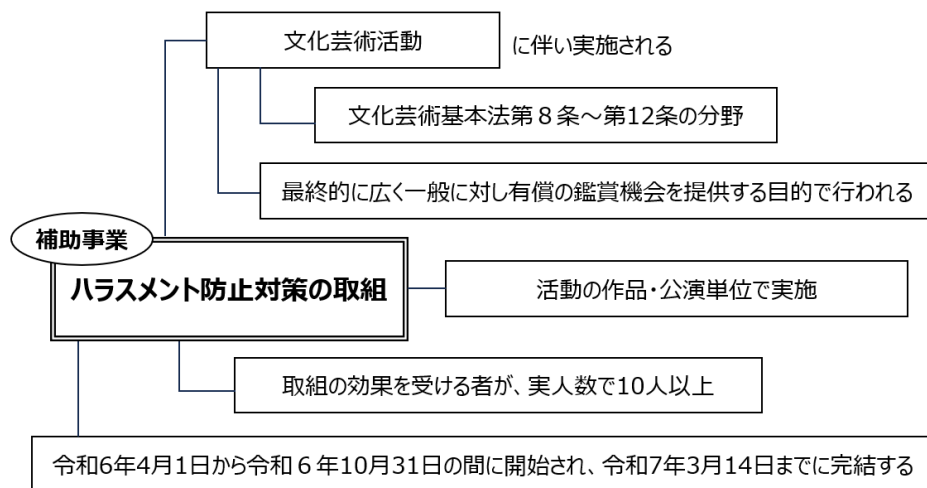


令和6年度ハラスメント防止対策支援事業

作品・公演単位でのハラスメント防止対策の取組を促進することを目的として本事業を実施します。

最終的に広く一般に対し有償の鑑賞機会を提供する目的で行われる文化芸術活動（作品制作や公演活動等）に伴い実施される、講習会の実施や専門家の配置等のハラスメント防止対策の取組であって、令和6年4月1日から令和6年10月31日の間に開始され、令和7年3月14日までに完結するもの



補助対象事業

補助対象経費

作品・公演単位で実施されるハラスメント防止対策に要する経費のうち、**講習会の実施や専門家の配置等に係る外注費**

補助金の額

補助対象経費の合計額の2分の1または、20万円のいずれか低い額

件数

以下①～③の各分類について**最低支援件数を設け**、それ以上の申請については**予算（1500万円）の範囲内で申請順に交付決定**

- ① 作品制作活動に付随して実施される取組 25件
- ② 公演活動に付随して実施される取組 25件
- ③ ①②以外の取組 10件

補助対象者

- ・ 継続的に（直近2年間に2回以上）広く一般に対し有償の鑑賞機会を提供する文化芸術活動を行っている我が国の団体、またはそれらの者により構成される団体であること（実行委員会を含む）
- ・ 対象活動を主催又は製作又は制作していること 等

申請期間・方法

令和6年3月18日（月）14:00～令和6年10月15日（火）23:59
申請が予算上限に達した場合は受付を終了します。

- 1) オンライン申請フォームの送信完了
- 2) メールによる申請書類の提出 →双方の手続きが必要です。

説明会

- ①令和6年3月12日（火）16:00
- ②令和6年3月14日（木）11:00 説明内容は各回基本的に同じです。オンラインで実施します。（事前申し込み制）